

## I 工事請負業者の格付けを定める場合の主観点数算定要領

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条第2号の規定により、鳴門市内に主たる営業所を有するものは、下記に掲げる格付け（格付点数）を実施するものとする。

格付点数＝客観点数＋主観点数

主観点数＝客観点数×（工事成績評点（率）＋厚生年金基金評点（率））＋技術者評点  
＋ISO認証取得評点＋建設業従事職員数評点＋地域貢献評点  
－入札参加資格停止評点

※客観点数：総合評定値通知書に記載の建設工事の種類ごとの総合評定値（P）

### 1 工事成績及び厚生年金基金評点

工事成績及び厚生年金基金加入に対して次により計算した点数を加える。

#### （1）工事成績評点（An）

各年の工事成績評点は、次の式で算出して与える。

工事成績評点は、小数第8位を四捨五入して小数第7位まで求める。

工事成績評点がゼロ以下の場合にはゼロとする。

$$\text{工事成績評点} = \frac{(X1 - 65) \times L + (X2 - 65) \times 2M + (X3 - 65) \times 3N}{L + M + N + 1}$$

X1：200万円以上2,500万円未満の工事に係る工事成績の平均点

X2：2,500万円以上1億円未満の工事に係る工事成績の平均点

X3：1億円以上の工事に係る工事成績の平均点

L：200万円以上2,500万円未満の工事件数

M：2,500万円以上1億円未満の工事件数

N：1億円以上の工事件数

平成20年以前の工事成績評点は、X1、Lを100万円以上2,500万円未満で計算する。

また「65」を「70」に換えて計算する。

#### （2）厚生年金基金評点（β）

厚生年金基金に加入している場合は、加算率3を与える。

#### （3）工事成績及び厚生年金基金加入に対する点数の計算

工事成績及び厚生年金基金加入に対する点数（α）は、次の式で与える。

（小数部分がある場合は小数第1位を四捨五入する。）

$$\alpha = \frac{\text{An} + \beta}{100} \times 100 \times \text{客観点数}$$

An：申請日直近5年（暦年）の工事成績評点の平均値

（工事実績の無い年を5年から控除して平均値の計算を行い、桁数の扱いはAnと同様とする。）

## 2 技術者評点

経営審査基準日における建設工事の種類ごとに記載されている技術者職員数について、以下により点数を与える。

- (1) 1級技術者1名につき5点
- (2) (1)のうち監理技術者資格証を保有し、かつ監理技術者講習を終了した者1名につき6点
- (3) 登録基幹技能者講習を終了した者1名につき3点
- (4) 2級技術者1名につき2点
- (5) その他の技術者1名につき1点

## 3 ISO認証取得評点

ISO9000'S 及び ISO14001 を取得している場合には各10点を与える。

ただし 9000'S については複数取得した場合においても10点のみとする。

## 4 建設業従事職員数評点

建設業従事職員数に対して、次の計算式に従い点数を与える。

建設業従事職員数×1.5点（小数は切捨て、150点を上限とする。）

（建設業従事職員数が5人に満たない場合は加点しない。）

## 5 地域貢献評点

審査基準日の前年1年間に鳴門市の管理する施設に関するアドプト事業に参加し、覚書に基づく適正な活動を行なっている場合には10点を与える。

## 6 入札参加資格停止評点

入札参加資格停止期間1ヶ月につき10点の減点とする。

対象期間は、当該各付けを行う日の前年の1月1日から12月31日の間とする。この期間内に入札参加資格停止を受けている場合に、その月数をもって計算する。月数は、入札参加資格停止の期間の始期の属する月は1月として扱い、終期の属する月がその日をもって終了しない場合はこの月を切り捨てる。